

令和3年度第1回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会 会議録

会議名	令和3年度第1回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会
開催日時	令和3年10月6日（水）午前10時00分～午前11時50分
開催場所	浜田まちづくりセンター 第1・2研修室
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 委員長及び副委員長の選任について 2 人権教育・啓発の取組状況及び令和2年度人権問題に関する市民意識調査結果について（報告） 3 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について
公開・非公開	公開

【出席者】大地本委員長、西田副委員長、長谷川委員、佐々木委員、寺田委員、馬場委員、村井委員、矢口委員、坂東委員、田村委員、田畑委員、上部委員、邊委員、河上委員  
事務局：人権同和教育啓発センター 濱見所長、渡邊係長、中川指導主事

【傍聴者】1名

1 地域政策部長挨拶

2 自己紹介

議題1 委員長及び副委員長の選任について

浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会設置要綱第4条の規定により、委員長に大地本委員、副委員長に西田委員をそれぞれ選任した。

議題2 人権教育・啓発の取組状況及び令和2年度人権問題に関する市民意識調査結果について（報告）

委員 人権研修などは、コロナ禍で非常によくやっておられると思う。人権問題は多岐にわたるので、人権センターだけでなく、他の部署との連携した取組もあると思う。教育委員会の関係で生徒に関する取組や、浜田市社会福祉協議会で取り組む「あいサポート研修」など、他の部署や期間が人権問題に関わった取組内容などを書いてもらえると全体像がよく見えるという印象を受けた。

事務局 人権センターと連携した取組であれば、例えば防災安全課が出前講座として行う防災研修において、女性の避難者に対する避難所での配慮に関することなどがある。人権センターと直接の関わりはないが、国際交流を担当する定住関係人口課において、市が発行する広報物の翻訳、外国人住民が戸籍・税・福祉の手続きをされる際の国際交流員による通訳、また企業等からの要請による通訳の対応などがある。各課で

対応されているが、すべての取組の把握は行っていない。

委員 学校において、児童・生徒のいじめに関する調査を年に何回かはやってほしいと思っている。予防のためにも、すべての小中学校でやってほしいと思う。

事務局 いじめに関する調査は、学校教育課で担当しており、本市では小さな事案でも報告するよう指導がなされている。担当課で調査を行い、件数等の把握も行われている。

委員 教育部として、いじめは絶対にいけないということで、浜田市では調査を行っており、報告される件数は多い。大きな問題になる前に早く対応するためのもので、議会からも言われて報告しているが、松江市の報告件数よりも多い。年間を通しての延べ数であり、トラブルがあつて解決したものの件数に含まれる。現実としていじめゼロにはならないが、ゼロに近づけるため、早めの対応と子どもが相談しやすい対応に取り組んでいる。出せる数字は出していきたい。

委員 第3次計画で、「やります」、「推進します」と書いてあるが、これに対するアンサーや結果は出されるのか。

事務局 第3次計画の進捗や結果のことだと思うが、この計画そのものが基本方針という位置づけとしており、通常の計画にある数値目標なども掲載していない。進捗や結果を報告する予定はなかった。

委員 これは誰の計画か。浜田市か。

事務局 浜田市に限らず、市民、企業や団体の取組の方針を定めたものである。

委員 自分たちが直接関わっている同和問題について感想を述べたい。少しずつ変わってきているとは思いますが、同和問題が解決したとは言い難い状況が沢山ある。自由記述で「寝た子を起こすな」という意見も多く見られるが、自分たちが研修に出かけても同じような意見が返ってくることが多い。寝た子は寝たままではない。いつどのような形で起きるかわからない。だからこそ学校教育で正しく知ることは大事であり、同和問題に限らず他の差別を解決するためにも、学びが大切である。

委員 人権擁護委員の立場から感想を述べたい。「5 差別や人権侵害を受けたときの対応」で、「だまっpegまんした」が最も多い結果となっている。法務局や市役所に相談窓口があつて、自由に相談できる状態になっているが、自分も人権擁護委員になってから知った。実際に相談に来られる方は、切羽詰まって苦しんだ状態で来られる方もある。気軽に相談できる場所であることを啓発できたらよいと思う。コロナ禍で差別を受けていることを噂で聞く事もあるが、相談には行っていないと聞いている。自分が教員であったこともあつて、学校にいけない子どもを持つ親から相談を受けたこともあるが、相談窓口には行っていない。法務局を含め、気軽に相談に行ける場所であることの啓発がもっと必要だと感じている。

委員 調査票の間23で、「同姓愛者」と表現されているが、これでは「同姓愛者」に限定されているようにも見える。質問の表現、聞き方としてどうか。

事務局 性的少数者の括弧書きで「同姓愛者など」としているが、世の中が変わっていく中で、表現について指摘されることもある。5年前は「性同一性障害」だけであったが、

今は「LGBT」とか、それに「Q」が付いたり、「+」が付くこともある。言葉の扱いについては気をつけているが、設問の表現としては配慮が足りなかったと思っている。今の表現としては、「性自認」や「性的指向」という言葉を使うようにしている。先では異なる表現に変わっているかもしれないが、言葉の扱いには気をつけるようにしていきたい。

委員 調査の回収率について、平成 27 年度調査から 5%減少しているが、このあたりはどのように分析しているか。

事務局 市が行ういろいろな調査では、標本数が 1,000 件であったり 1,500 件であったりするが、概ね 4 割から 5 割の回収が平均ではないかと思う。今回の調査で回収率が減ったことについて、年度末の忙しい時期の調査であったこと、調査期間を 2 週間としたこと、ボリュームのある調査票が送られてきて紙での調査が煩わしいと感じられた可能性があること、もしスマホでの回答が可能であったならば回答率も上がってくる可能性もあるのではと考える。

委員 回収率が下がることと、人権意識が下がることに関係があれば嫌だと思って聞いた。回答者の年代構成で、高齢者の回答数が多くなっているが、若い方の回収率はどうであったか。

事務局 これと同じような調査はどの自治体でも行っているが、県から年齢別に配分するようなことはやめるよう指導を受けており、それに倣って実施している。調査対象を住民基本台帳から抽出する際、年齢や生年月日の情報は抽出していないため、年齢区分ごとの回収率は把握していない。

委員 この調査は、外国人も対象としたか。また、対象とした場合、外国人用に別の調査票を作ったか。

事務局 調査対象に、外国人住民と思われる方も含まれている。外国人住民用に調査票を別に作ってはいない。

委員 外国人は、この調査票では読めない、意味がわからない方が大半だと思う。どうするかについては、今後検討いただきたい。

委員 調査項目は、国や県が定めたものか。

事務局 決まったものはないが、今回、過去との経年比較をするため県の調査票を参考に作成している。一部、浜田市独自の設問や選択肢を入れている。

委員 県が示したひな形があって、浜田市の調査項目も入れたということか。

事務局 ひな形でなく、県が実際に使用された調査票を参考にしている。

委員 学校現場を代表して感想を述べる。厳しい結果、ショックを受ける内容であった。先ほどの佐々木委員の意見もお聞きし、決意を新たにした。校長会や教育部会でも共有し、指導主事の協力も得ながら、同和問題について学び直しをしていきたいと思っているので、ご承知いただきたい。

委員 同和問題に関して「寝た子を起こすな」という意見が目立つが、これは「その他」の記述の意見であって、大多数の方は「差別をなくし人権を大切にする教育・啓発活動」が必要と回答している。大多数の方の意見と少数の方の意見があって、そういう

委員長

意見を持っている方がまだいるということは、教育や啓発は重要であると思った。

県が実施する意識調査でも、若い世代も「同和教育の必要性を感じている」という結果も出ている。ただ、同和教育の内容については「もう少し改善が必要」という結果も出ているので、学校教育だけでなく社会教育を含めて、研修など改善が必要と思う。

### 議題3 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について

委員

公民館がまちづくりセンターに名称が変わり、使用料が無料となったり、使いやすくなったという意見を聞く。まちづくり委員などは、市と連携し、支援も得ながら、機能させていく必要がある。そういう中で、この計画策定は大事なものになってくると思う。

事務局

人権同和教育啓発センターは地域政策部に属しているが、他の自治体では総務部に属していることもあり、浜田市もそのような時期があった。総務といえば全般的なことをやる部署であり、地域政策部は属している課の名称からもわかるように「まちづくり」を行う部署である。人権センターは、ここに属している。自分たちの心掛けでもあるが、人権はまちづくりの根幹をなすものであり、失ってはならないものである。今年4月に公民館がまちづくりセンターに変わり、皆さんでまちづくりを一体的に行うこととしており、こういう計画策定についても市民の意見を取り入れていくこととしているので、ご協力をお願いしたい。

委員

第4次計画素案は、現状に合うように工夫されていると思った。例えば、いじめの問題への取組や、高齢者の問題への取組など記載されているが、このことが各部署に下ろされているか。

事務局

人権に関する市の最上位の計画であり、関係課との共有は図っている。これは人権に関する計画であるが、それぞれの部署に個別計画があり、そこで細かく取組が記載されており、それらと齟齬がないように意識して整理している。

委員

それぞれの取組について、市民としては具体的な情報が欲しい。最終的にそのあたりをどう整理されるか。

事務局

この計画は、人権に関する取組の基本方針としており、取組を細かく書いていない状況にある。具体的な事業となると各担当課での動きとなるが、事業を行うに当たっては人権侵害がないように意識している。これらの動きが市民の皆さんに見えるようになっているかということについては、現在まとめたものはなく、人権センターからの発信もしていない状況にある。なお、「施策体系図」は第4次計画の「施策の方向性と取組」を抜き出した資料とする予定であり、個別の事業を載せる予定はない。

委員

人権センターを中心にこの計画のとおり充実するという発信はされるが、具体的にどの部署が対応するのか。浜田市の動きについて広報などで発信されていないと思う。例えば、高齢者が困っておられることに対し、三隅地域ではボランティアによる送迎であったり、旭地域では病院まで送迎するというような事業があると聞いているが、浜田地域ではどうかなど。細かいことではあるが、こんな事業を始めた

か、ボランティアを始めたとか、こんな動きをしているということを時々でもいいから発信されるとよいと思う。

事務局        まだ具体的なイメージは思い浮かばないが、「第Ⅲ章 推進体制」を追加したいと考えており、各課で行う事業についてどのように人権に配慮したかなどの集約は可能と思うので、今後の課題として検討したい。

委員            「課題」ではなく、「推進します」と書いてあるので、何をどうしたのかを明確にすべき。

委員            第3次計画についての進捗管理はしていないという説明があったが、「このことについては、今どこまでやっている」というものがないと、次につながらないと思う。「第3次計画はどうであったか」ということになるので、この検証はすべきだと思う。その上で、第4次の計画が見えてくる。項目によっては、インターネット関係のように具体的に書いてある項目もあるが、市民の皆さんが見られて納得してもらえそうなわかりやすい項目、本当は数値目標があるとよいが、そこは難しいと思うけど、先ほどから出ている意見に賛成である。

委員            人権侵害の中の大きなものの一つが、「虐待」であると思う。これは啓発に関する計画であるから、虐待が発生したときに、これを回避するための仕組みというのはこの計画には書かなくてよいと思う。例えば障がい者であれば、浜田市障がい者虐待防止センターというものがある。虐待が発生したときは、そういうところに対応する。啓発となると、虐待の種類、身体的な虐待であるとか、ネグレクト、放任であるとか、経済虐待とか、性的な虐待などがあるとか、こういった虐待があるということを啓発する必要があると思う。計画のどこかに記述してもらいたい。一つ例を言うと、虐待を受けている側が、虐待されていることを認識していないケースがある。例えば知的障害の場合で、親と一緒に生活していて、本人が受け取る障害年金や作業所からの工賃、それを同一世帯だからといって親が勝手に管理して使っている場合に、本人としては経済虐待として認識していないというケースがある。親側としては、同一世帯で生活しているのだからいいじゃないかという考え方であるが、こういう誤った認識があるので、虐待の内容については知らせる必要があると思う。

委員            教育部からも少し意見を述べる。9月議会で「ヤングケアラー」について取り上げられた。一方では、子どもが家のことをやるのが悪いのかという意見もあるが、それが原因で学校に登校していない子どももいる。言われるように、受けている側が認識していないということもあり、こういう新しいことが出てきているので、PRするという面でも、計画中に記載するのか、あるいは計画裏の別紙とするのか、市のいろいろな計画を含めて、何か整理した方が皆さんにわかりやすいと思う。虐待の種類とか、こういうことが人権侵害になるとか。基本計画は理念的なものかもしれないが、コロナ禍もあってタイムリーな話題でもあるので何か整理したらよいと思う。

委員長        ここまでの意見を整理すると、①第3次計画の検証をしっかりとやった上で第4次計画の策定を進めるということ、②これまで大事にしてきたことをベースとして具体的な動きがどうなっているか見えるようにしてほしいこと、③虐待の種類など理

解を促すような記述も必要ではないかということ、計画策定に関することでは、市民に伝える人権課題に対する知的理解や知識的なところは、事務局の機能として計画とは別に研修への反映やリーフレットの作成など、何かしらの計画とは別に手立てを考えられそうであれば対応をお願いしたい。

事務局

第4次計画素案については、第3次から第4次へのアップデートを目標に作成している。アップデートするに当たって、それはまとめる必要があると思っている。先ほどから説明しているとおり、計画と言いながらも理念的なことが多いというか、方針的のことにとどまっているのが現状である。県をはじめ、他の自治体を調べてもこの状態であり、他の自治体を参考にしてもこのようになる。よそはよそとして、浜田市としては、この課題には各課がこのような事業に取り組んでいるとか、何に取り組んでいるのかは列挙できると思う。数値の増減などは、もう少し時間が掛かると思うが、何かしらそういうことは集めていきたいと思う。可能であれば計画の数値目標に反映するということの考える必要があると思っている。検討させていただきたい。

委員

人権の関係で、自分ごとと思っている方は一生懸命に読まれるし、そうでない方は計画倒れで終わってしまい難しいが、啓発はすごく大事だと思う。自分はいろいろな団体に入っているが、経済的視点で、人権をすごく大事にするというまちを実行できれば、住みたいという方もいると思う。自分もIターンで浜田市に移り住んだが、浜田市はすごく住みやすいし、温かい感じがする。それは人間的構造というか、人権を大切に、人権的な行動をすることで皆さんが評価してくださる。そういう意味で、人権を大切にするのは経済的にもプラスになるという視点もあると思う。最近よく思うことで、経済的に豊かでない家庭の子どもが教育を受けられずに、また経済的に厳しくなるということが、世界的にも日本にもある。人権を大事にするということが、いろんな意味でプラスになるということ、子どもたちは学校で教育を受けているが、特に大人に対していろんなところでの啓発が大事である。経済団体や奉仕団体というところに対して、計画の周知や具体的な行動を呼びかけていくこと。委員の皆さんはいろんな団体に属しておられるので、いろんな団体に伝えていくことも必要と思う。

委員

「10 インターネット等による人権侵害」のところで、浜田市として誹謗中傷などについて削除要請などの取組をしているか。

事務局

インターネットにおける悪意のある書き込みについて、県主催の研修に参加している。人権センター職員が定期的に、twitter や youtube、掲示板などに悪意のある書き込みがないか見ている。浜田市での事象はほとんどないが、最近松江市でそういう事象があったり、地域を映した動画が youtube に残っていたり、県内での事象はある。こういったことへの対処に関する勉強をしているので、事象が起きた際には、速やかに県へ連絡と法務局へ相談できる体制にしている。毎日インターネットを見ることはできていないが、1日に5~10分程度でも、変な書き込みがないか見ている。

委員長

子どもたちは、すごく youtube などを見ている。低学年でも、夕飯をつくっている

間に見ててねという家庭もある。学校等でも、インターネットへの書き込みやマナーの指導も行っている。昨年、県同推協浜田ブロックで川口さんの講演があって、そういう動画を見ないように指導するが、見てしまったときには報告するようなボタンもあるので、特に県立学校では具体的なやり方についての指導も必要かなと思う。

委員 「5 障がいのある人」の「② 人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進」のところで、「様々な障壁（バリア）のバリアフリー化（障壁の除去）」とあるが、特に「心のバリアフリー化」という言葉をここに入れてほしい。同じページの上に「障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景」とあり、啓発を推進するためにも「心のバリアフリー化」を入れてほしいと思う。

事務局 第3次計画策定後に差別解消3法が制定され、その中の一つが障害者差別解消法であり、物理的なバリアフリー化やインターネット上の情報のバリアフリー化が謳われている。心のバリアフリー化は非常に大切な視点であると思っており、偏見や差別から守るという視点は大切であるので、資料を集めて「心のバリアフリー化」を加えるようにする。

委員 「共生社会」とあるが、皆さんこれをどのように解釈されるか。自分としては、多様性を認め合う、そういった意味での共生社会であると思う。世の中にいろんな人がいて、互いに認め合おうということだと思う。「共生社会」だけではわかりにくいので、もう少し言葉をかみ砕いてほしいと思う。

事務局 ここは障害者差別解消法を参考に「共生社会」という単語を使っていると思うので、意味としては共に生きるということで、障がいのある方に限らず多様性の話だと思う。高齢者、子ども、性的指向など、多様性をもって共に生きるということであるが、表現を見直したいと思う。

委員 「1 計画策定の趣旨」で、第3次計画の最後に「市民と行政の共通の目標となります」とはっきり謳ってある。この計画を進めるのは行政だけではないので、ここは必要と思う。その下の「1) 計画の役割」も、しっかり謳う必要があると思う。

事務局 第3次計画の最後に「市民と行政の共通の目標となります」とあるところ、第4次計画素案では「市民の目標」というところが弱くなっており、行政主体のように見えるため、行政と市民と地域とが連携して考えるという視点を残すためにも文言を整理したい。それと「1) 計画の役割」についても、戻すように考えたい。

午前 11 時 50 分 終了